

鹿角市共動パートナー制度実施要綱

- 第1条 目的
- 第2条 共動パートナー
- 第3条 基本方針
- 第4条 市の役割
- 第5条 共動パートナーの役割
- 第6条 登録
- 第7条 名簿登録の有効期限
- 第8条 登録の変更、取り消し等
- 第9条 共動業務の内容
- 第10条 パートナーシップ協定の締結
- 第11条 信用失墜行為の禁止
- 第12条 秘密を守る義務
- 第13条 共動業務の評価
- 第14条 統括
- 第15条 その他

鹿角市共動パートナー制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、共動の理念に基づき、市民が自らの有する知識や経験、能力（以下「能力等」という。）を活かして、鹿角市（以下「市」という。）の行う業務の一部を担う鹿角市共動パートナー制度について必要な事項を定め、公共サービスの向上と市民活動団体の育成を図ることを目的とする。

(共動パートナー)

第2条 この要綱において、「共動パートナー」とは、第6条第2項により登録された市民活動団体又は個人（以下「団体等」という。）とし、共動パートナーと市との共動のかたちによって次の2種類とする。

(1) 行政パートナー 有償で、能力等を活かして市民と共動して行う業務（以下「共動業務」という。）の委託を受け、自らの活動促進に努める市民活動団体

(2) ふれあいパートナー ボランティアとして市の事業やイベントなどの共動業務を行う団体等

2 前項の「市民活動団体」とは、次のいずれかに該当する団体をいう。ただし、営利活動、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体は除く。

(1) 活動目的に公益性があり、自発的かつ自立的に社会貢献活動を行っている団体。

(2) この制度の趣旨に賛同する個人によって構成される団体。

(基本方針)

第3条 共動パートナーと市は、それぞれの役割及び責務を理解し、対等な立場で業務を推進する。

2 共動パートナーと市は、積極的な意見交換を行い、情報や目的を共有する。

3 共動パートナーと市は、互いの自主性及び自立性を尊重しなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、共動業務を公表し、共動パートナーへの参入機会の積極的な提供に努める。

2 市は、この制度の趣旨に賛同する個人のグループ化の支援に努める。

3 市は、共動パートナーの企画、提案を尊重し、共動パートナーの持つ能力等が発揮できるように努める。

(共動パートナーの役割)

第5条 共動パートナーは、自らの有する能力等を活かし、市と連携を密にして公表された共動業務に積極的に参入する。

- 2 共動パートナーは、共動業務が公務であることを認識し、市民から安心及び信頼を得られるよう共動業務を遂行するとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めなければならない。

(登録)

第6条 共動業務を行おうとする団体等は、次に掲げる書類を市長に提出して、あらかじめ登録を受けなければならない。

- (1) 登録申請書(様式1)
- (2) 団体又は個人の登録調書(様式2)
- (3) その他、市長が必要と認める書類

2 市長は、第1項の申請が鹿角市共動パートナー制度の要件に適合すると認めるときは、登録番号を交付し名簿に登録のうえ、その登録内容について公開するものとする。

(名簿登録の有効期限)

第7条 団体登録名簿及び個人登録名簿の有効期限は、登録した日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(登録の変更、取り消し等)

第8条 共動パートナーは、登録の内容に変更があったとき、又は当該団体が解散したときは、速やかに市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、共動パートナーが第1項に規定する解散の届出があったとき、登録の抹消の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 営利活動、宗教活動及び政治活動を行ったとき。
- (2) 第3条第1項に規定する申請または前項に規定する変更の届出に関し虚偽の事実があったとき。

(共動業務の内容等)

第9条 共動業務の内容及び共動業務を行う団体等の決定については、共動パートナーの種類ごとに別に定める。

(パートナーシップ協定の締結)

第10条 共動業務を行う団体等と市は、共動業務の推進について、互いの特性を認め合い、その効果を最大限に発揮するために、パートナーシップ協定を締結するものとする。ただし、ふれあいパートナーは協定事項に準じたパートナーシップ規定の確認のみとし、締結を省略することができる。

(信用失墜行為の禁止)

第11条 共働業務を行う団体等は、市民の公務に対する信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第12条 共働業務を行う団体等は、業務の遂行上知り得た秘密や情報を漏らしたり、又は業務以外の目的に利用したりしてはならない。業務の終了等によりその者が業務を行わなくなった後も、また同様とする。

(共働業務の評価)

第13条 市は、鹿角市共働パートナー制度を効果的に推進するため、第三者による業務の履行状況の評価等について適切な施策を講じ、共働業務について評価をする。

(統括)

第14条 この事業に関する統括は、共働推進課において行う。

(その他)

第15条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年2月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。